

令和6年 第4回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和6年12月17日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 1時40分 散会

○出席委員（27名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	6番	工藤 賢生	委員		7番	竹内 博之	委員
	8番	樋川 篤子	委員		9番	竹浪 敦	委員
	10番	成田 大介	委員		11番	坂本 崇	委員
	12番	齋藤 豪	委員		13番	蛭名 正樹	委員
	14番	畑山 聡	委員		15番	石山 敬	委員
	16番	木村 隆洋	委員		17番	千葉 浩規	委員
	18番	野村 太郎	委員		20番	尾崎 寿一	委員
	21番	蒔苗 博英	委員		22番	松橋 武史	委員
	23番	石岡 千鶴子	委員		24番	三上 秋雄	委員
	26番	工藤 光志	委員		27番	清野 一榮	委員
	28番	田中 元	委員				

○出席理事者

総務部長	堀川 慎一	財務部長	奈良 道明
市民生活部長	佐藤 真紀	福祉部長	秋元 哲
健康子ども部長	佐伯 尚幸	観光部長	神 雅昭
都市整備部長	小山内 孝紀	上下水道部長	小野 敦弘
教育部長	成田 正彦	選挙管理委員会事務局長	岩崎 文彦
人事課長	福士 太郎	防災課長	一戸 拓利
財政課長	種市 穂	管財課長	太田 泰輔
市民協働課長	土岐 康之	環境課長	葛西 正樹
福祉総務課長	秋田 美織	障がい福祉課長	成田 亜弘
生活福祉課長	間山 博樹	介護福祉課長	工藤 信康

こども家庭課長 清野 悟
健康増進課長 川田 哲也
地域交通課長 羽賀 克順
上下水道部総務課長 中村 洋幸
学務健康課長 相馬 隆範
中央公民館長 中川 元伸
選挙管理委員会事務局次長 笹 広人

国保年金課長 相馬 延承
文化振興課長 菊地 謙太郎
公園緑地課長 鳴海 淳
学校整備課長 高山 知己
生涯学習課長 原 直美
文化財課長 石岡 博之

○出席事務局職員

事務局 長 西谷 慎吾
主幹兼議事係長 蝦名 良平
主 事 外崎 容史
主 事 飯田 大空

次 長 竹内 孝行
主 査 附田 準悦
主 事 田村 宣樹

午前10時00分 開会

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第88号から第94号まで及び第106号から第111号までの以上13件であります。

なお、審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページ番号を申し添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第88号事件処分の報告及び承認について（事件処分第6号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第88号事件処分の報告及び承認について（事件処分第6号）御説明

申し上げます。

事件処分第6号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算（第5号）であり、令和6年10月の第50回衆議院議員総選挙の実施に伴い、衆議院議員選挙に係る経費を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。その内容は、歳入歳出予算の総額に1億787万6000円を追加し、補正後の額を884億1661万2000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、7ページを御覧ください。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費の1億787万6000円は、衆議院議員選挙に係る経費を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、全額、17款県支出金を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第89号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第6号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第89号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に22億5056万6000円を追加し、補正後の額を906億6717万8000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、公共施設照明LED化調査業務委託料などに係る追加11件及び消防自動車整備事業に係る変更1件であります。

債務負担行為の補正は、弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター指定管理料などに係る追加15件であります。

地方債の補正は、小学校整備事業などに係る変更3件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げます。

すので、12ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の583万8000円は、防犯カメラ設置工事などを計上するほか、LED防犯灯に係る光熱費を追加するものであります。

3目財産管理費の163万4000円は、庁舎等管理工事を追加するものであります。

11目諸費の2億7133万7000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の409万4000円は、中国残留邦人等医療支援給付費及び行旅病人・死亡人扶助費を追加するものであります。

13ページにかけての2目心身障害者福祉費の7億5834万8000円は、子どもの発達サポート事業業務委託料などを追加し、障害福祉システム改修業務委託料を計上するほか、成年後見制度利用支援事業助成金などの福祉サービスに関する扶助費を追加するものであります。

3目老人福祉費の1406万円は、老人保護措置費及び介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

14ページにかけての2項児童福祉費1目児童福祉総務費の6734万3000円は、病児病後児保育事業業務委託料などを追加するものであります。

2目児童運営費の5億2650万3000円は、保育所運営費などを追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費の504万3000円は、水道事業会計負担金を追加するものであります。

7目健康増進対策費の951万7000円は、福祉用具貸与等費用助成金を計上するほか、健康診査事業などに係る経費を追加するものであります。

9目斎場費の363万8000円は、燃料費を追加するものであります。

15ページを御覧ください。

7 款商工費 2 項公園費 2 目弘前公園管理費の87万円は、施設管理等業務委託料を追加するものであります。

8 款土木費 4 項都市計画費 4 目交通政策費の1億4804万6000円は、路線バス維持特別対策事業費補助金及び弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金を計上するものであります。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費の4042万8000円は、燃料費及び光熱費を追加するものであります。

3 目学校建設費の1億2240万円は、石川小・中学校等複合施設新築工事を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

3 項中学校費 1 目学校管理費の1835万円は、燃料費及び光熱費を追加するものであります。

3 目学校建設費の1億4796万9000円は、石川小・中学校等複合施設新築工事を追加するものであります。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費の91万1000円は、総合学習センターに係る燃料費を追加するものであります。

2 目文化財保護費の7321万5000円は、史跡大森勝山遺跡休息便益施設整備工事などを計上するほか、重要文化財等修理事業費補助金を追加するものであります。

3 目公民館費の175万8000円は、地区公民館などに係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

6 目文化会館費の163万7000円は、岩木文化センターに係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

8 目市民会館費の339万3000円は、冷房設備の不具合による施設予約キャンセルに係る指定管理者への損失補償金を計上するものであります。

10 目美術館費の1320万円は、美術作品購入費を追加するものであります。

17ページを御覧ください。

5 項保健体育費 3 目学校保健費の1103万4000円は、自転車用ヘルメット購入費補助金を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、7 ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14 款分担金及び負担金、16 款国庫支出金、17 款県支出金、19 款寄附金、20 款繰入金のうち、まちづくり振興基金繰入金、地域福祉基金繰入金、子ども未来基金繰入金、22 款諸収入及び23 款市債をそれぞれ計上するとともに、一般財源として20 款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加 3 億3298万2000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎1 番（須藤 江利加委員） そうしましたら、私から質疑させていただきたいと思います。

まず、ページ数でいけば13ページにあります、3 款 1 項 2 目の障害福祉システム改修業務委託料についてであります。こちらの事業概要及び今回行うことになった理由・経緯について伺いたいのと、改修による効果について伺いたいと思います。

もう 1 項目が、3 款 2 項 1 目、ページ数は14ページにございます、ひとり親家庭等医療扶助費追加についてであります。こちらも事業概要及び補正理由について伺いたいのと、過去 3 年分の医療費の助成額が幾らになっているのか、そちらについて伺いたいです。

もう一つが、3 款 2 項 2 目の児童扶養手当費追加についてですが、こちらについても改めて事業概要及び補正理由について伺いたいです。

最後もう一つが、10款4項2目、ページ数は16ページにございます、史跡大森勝山遺跡休息便益施設整備工事について、こちらは今回の補正理由についてと、以前お伺いした中でもスケジュール等を聞いていたのですが、どのようなスケジュールになっていくのかということも改めて確認したいのと、こちら、今回休息便益施設を造るのですが、どこにどのような形で進められるのかという具体的な整備内容も一緒に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） それでは私からは、障害福祉システム改修業務委託料について御説明いたします。

まずは事業概要でございますけれども、こちらは平成6年度障害福祉サービス等報酬改定の対応等に伴いまして、現在、市で運用している障害システムに、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する障がい児が複数いる場合における上限額管理に伴う関連システムの改修を行うものであります。

具体的な内容といたしましては、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する障がい児が複数いる場合に、国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連へ上限額管理結果票のデータ転送を可能とするインターフェースの追加と、あと国保連から転送されてくる上限額管理結果票を取り込む画面の機能の追加等を行う改修でございます。

こちら、今、補正する理由でございますけれども、令和6年度予算編成時点におきましては、システム改修の詳細が示されておりました。今回、国から具体的な改修内容が示されましたので、今年度中の作業が必要となったことから、今回補正計上をしたものでございます。

効果でございますけれども、システム改修によりまして、国においては、制度の基盤の安定化及び適正な運営が可能となるほか、市においては、

業務に係る事務の効率化及び正確性が向上することで、より効果的な障がい福祉サービスが円滑に提供されることになりまして、結果、地域の障がい福祉サービスのさらなる向上が図られると見込んでおります。

また、事業者におきましては、これまでサービスの報酬を請求する際に、国保連に対して請求のデータを転送するとともに、市に対して複数児童がいる世帯に関しての管理票を紙面で提出していたのですが、それを提出する必要はなくなるということもありますので、これが効果となるものでございます。

◎こども家庭課長（清野 悟） 私から、ひとり親家庭等医療扶助費の追加について説明いたします。

まず、概要につきましては、ひとり親家庭等の医療費負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、弘前市内に住所を有するひとり親家庭等の親と子供の保険診療分の医療費自己負担分について給付しているものであります。

続きまして、補正理由についてですが、例年、上半期の支出が多い傾向にありまして、今年度の上半期の支出の状況は6052万3272円となっており、令和5年度が5977万6709円でしたので、74万6563円の増額となっております。下半期の支出が、昨年度と同等額で推移した場合、不足が生じると判断されることから、不足分を補正計上したものであります。

続きまして、過去3年間の実績につきましては、令和3年度は、親の給付対象者が1,899人で、給付件数は1万8459件、医療費は4358万3400円、子供は給付対象者が2,755人で、給付件数は3万1373件、医療費は6452万8413円となっており、合計では対象者が4,654人、給付件数が4万9832件、医療費は1億811万1813円となっております。

ます。

令和4年度は、親の給付対象者が1,859人で、給付件数は1万8790件、医療費は4151万4719円、子供は給付対象者が2,690人で、給付件数は3万1388件、医療費は6562万7755円となり、合計では対象者が4,549人、給付件数が5万178件、医療費は1億714万2474円となっております。

令和5年度は、親の給付対象者が1,710人で、給付件数は1万8130件、医療費は3982万2868円、子供は給付対象者が2,480人で、給付件数は3万5985件、医療費は7428万2790円となり、合計では対象者が4,190人、給付件数が5万4115件、医療費は1億1410万5658円となっております。

続きまして、児童扶養手当費の追加であります。概要は、児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭、いわゆるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として実施しているものであり、今般、制度改正等に伴い当初予算での事業実施が困難となったことから必要となる額を補正計上するものであります。

次に、補正理由についてですが、児童扶養手当は、国民年金と同じように全国消費者物価指数に合わせて手当額が改定されており、令和6年度の手当額は、令和5年度の全国消費者物価指数の実績値が前年比プラス3.2%であったことを踏まえ、令和5年度手当額から3.2%の引上げとなっております。

また、政府が掲げるこども未来戦略の加速化プランにおける取組の一つであります児童扶養手当の制度拡充が令和6年11月から行われたことから、現予算額での不足見込みを補正予算として計上するものであります。

◎文化財課長（石岡 博之） 大森勝山遺跡の便益施設の補正理由について答弁いたします。

当初この事業は、まず現在6年度中に休息便益施設の整備工事の実施設計を実施しておりますので、来年度7年度の整備工事を予定しておりましたが、今年10月下旬に、国で6年度予算の余剰が発生したため、今年度中に補助事業の実施が可能という連絡がございました。これにより、整備工事の早期発注と財源の確保が容易になることから補正に至ったものでございます。

説明いたしますと、今回の補正によりますと、要望額が満額つくというような内諾を得ておりますが、7年度当初予算を要求したとしますと、他市町村との兼ね合いで減額されるおそれがあることから、財源確保の理由が、まず一つ。

6年度に補正いたしますと、現在、実施設計を実施中でございますが、それが完了次第、直ちに契約等の準備に着手できることになりまして、工事も1か月以上前倒して完成できることから、あの地区は御存じのとおり豪雪地帯でございますので、早めの着工、早めの完成が見込めることから補正に至ったものでございます。

事業の内容といたしましては、現在実施設計中でありますので、若干変わる可能性もありますけれども、場所といたしましては、大森勝山遺跡の駐車場の遺跡の入り口付近、現在、管理棟とか仮設トイレが置いている辺りを想定しております。

規模といたしましては、鉄筋コンクリート平屋建て約60平米、男性用トイレ、女性用トイレ、多目的トイレのほか、休憩室、事務室、あと管理用物品物置、あとは冷房等を完備して、来訪者またはガイド等が熱中症とかにならないような対応をするような形で現在進めております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

そうしましたら、2回目の質疑をさせていただきたいのですけれども、まず、3款1項2目の障害福祉システム改修業務委託料についてでありま

すが、概要等については分かったのですが、もう少し踏み込んで、委託料の詳細、具体的な金額について伺いたいと思います。

そして、もう一つが、3款2項1目の、ひとり親家庭等医療扶助費追加についてであります。こちら、先ほど3年度分くらいの医療費の確認ができたのですが、令和5年度になって、結構金額が増えているという印象を受けました。こちら、なぜ令和5年度は増えたのかという要因が分かれば伺いたいと思います。

最後、史跡大森勝山遺跡休息便益施設整備工事の部分について、10款4項2目であります。先ほどのお話で、トイレの設置というか、そういうものが早まったという話で、大変それはよろしいと思ったのですが、そのトイレについて、簡易的に早く造ることもすごくよいのですが、内容を大変重視していただきたいと思ったのです。というのも、私、最近、トイレに関する中身で、結構市民の方から話を頂く機会が多いのですが、そういった文化財とか、そういった場所は、世界的にも今、トイレ、特にジェンダーレスの問題もありますし、海外の方も見に来てくださることが増えていくと思います。そういったところへの配慮というか対処がなされるものなのかも伺いたいと思います。お願いします。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） まず、先ほど私が説明させていただいた中で、1点誤りがあったので御説明させていただきます。

先ほど、障害福祉システム改修業務委託料に関して、冒頭、こちらの事業概要を御説明した際に、私は、平成6年度障害福祉サービス等報酬改定の対応ということで、誤った答弁をいたしました。こちら、令和6年度の誤りでございました。失礼いたしました。

先ほどの質疑のシステムに関する金額でございますけれども、こちらの改修に係る委託料とし

ては、347万6000円を補正するものでございます。事業費につきましては、国の事業であります、財源であります、障害者自立支援給付審査支払等システム事業を活用しまして、国から2分の1の補助を受けまして、実質173万8000円が市の一般財源となつて、合計347万6000円となります。

◎こども家庭課長（清野 悟） 医療費の増額の考えられる理由といたしましては、令和4年度と令和5年度では、給付対象者が減少となっているものの、医療費の支出は増加となっております。

要因といたしましては、一概に判断できるものではございませんが、考えられるものとしたしましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行や季節性インフルエンザの流行などが影響しているものと考えられます。

なお、国におきましては、毎年度、医療費の動向として、概算医療費の集計結果を公表しており、令和4年度から令和5年度は、2.9%増加傾向となっております。

◎文化財課長（石岡 博之） 現在検討中の便益施設につきましては、必要最小限の設備のみを設置しようとしております。

今想定しているものは、駐車場に面して、中央に多目的トイレを置き、左右に男女のトイレということ想定しておりますが、ジェンダーレスという観点からは、現時点まで検討材料として挙がっておりませんでしたので、現在、実施設計委託中でございますから、業者とどれくらいの配慮等ができるか検討した上で、どんなことができるか研究してまいりたいと思います。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

最後にすみません。今お話を伺った大森勝山遺跡の部分についてですが、今年も夏に開催された大森勝山じょうもん祭りに私、今回も参加

してまいりまして、前回、前々回と私、結構、大森勝山の話をお場でも述べさせていただいている中身を、実はガイドの方々であったり、いらっしゃる方々と話をしたりしました。

大変、地元の方、今後について期待を寄せているという話がございましたので、先ほど、簡易的なという話をされていましたが、ジェンダーレスは結構難しく、例えばトイレの配置の部分であったり、入り口がどういうふうに造られるかという問題が結構シビアにあったりするそうなのです。

見た目が男性・女性関係なく、誰でもトイレが活用できるような仕組みを整える必要があると思いますし、またトイレ以外の部分でも、休める休憩スペースも多分設けられるのかと思うのですが、こちらも、あまりにも簡易的なものになってしまうと、ちょっと世界的に見ても、せっかく来てくださった方に対して恥ずかしいものにならないようにしていただきたいのですが、デザインとかそういった部分は、今後作られていくと思いますけれども、デザインの話は今、現段階では何か話せる中身はあったりするのでしょうか。最後、お願いします。

◎文化財課長（石岡 博之） 先ほど来、申しているとおおり、現在、実施設計中でございますので、まだ詳細については詰まっていない段階でございます。

配置についても、今、複数案ございまして、検討している段階でございますので、必要最小限ということがそういうふうにとられたかもしれませんが、簡易的ということではなくて、必要十分な最小限の設備ということでございますので、そこにつきましては、来訪者が衛生的に快適に使えるようなものを、最小限の個数で対応してまいりたいと思います。

須藤委員が言われたとおおり、様々な観点から再

度検討いたしまして、どこに出しても恥ずかしくないようなものを造っていきたく思いますので、よろしくお願いします。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、4款1項7目がん患者日常生活支援事業についてお伺いいたします。

まず、この事業の概要と補正に至った経緯などをお聞かせください。

◎健康増進課長（川田 哲也） 若年がん患者日常生活支援事業について御説明いたします。

がんで最期を迎える多くの方は、医療機関において終末を迎えておりますが、住み慣れた自宅で最期を迎えたいと希望している方も一部おります。

その際、必要となる介護用ベッドなどの福祉用具貸与費について、40歳以上の方であれば介護保険サービスを利用できますが、40歳未満の方は、現時点で利用可能な公的サービスがなく、負担が高額となっていることから、がん患者及びその家族の経済的負担を減らすため、その費用の一部を助成するものです。

また、今回の補正に至った経緯は、令和6年度第3回定例会一般質問において、若年がん患者の経済的支援について要望があったことから、令和7年度予算計上に向け検討していたところであります。

その議論の中で、末期のがん患者には、残された時間が短いことから、来年度を待つことなく実施すべきとの意見が出たことから、急遽、本議会に補正予算案を提出することとなりました。

◎3番（志村 洋子委員） 本年9月の第3回定例会一般質問での、私の要望に迅速な御対応をいただき、感謝を申し上げます。

概要については分かりました。

それでは、この事業の対象となる方、また、どのような経費が対象となるのか、具体的に詳しく

お聞かせください。

◎健康増進課長（川田 哲也） どのような方が対象になるかといいますと、まず、サービス利用時点で弘前市民であり、18歳以上40歳未満であること。二つ目が、医師が医学的見地に基づき回復の見込みがない状態であると判断されたこと。三つ目が、福祉用具を利用しなくては在宅の生活が困難であること。四つ目が、ほかの事業から同様の助成を得られないものという、この四つの要件を全て満たす者が該当となります。

また、事業の対象となる経費につきましては、車椅子や特殊寝台、それらに関する附属品、床擦れ防止用具、体位変換器、取付工事の要らない手すりやスロープなどのレンタル費用と、腰かけ便座や入浴補助用具、簡易浴槽などの購入費用など、介護保険制度における福祉用具についてがおおむね対象となります。あわせて、ケアマネジャーによる居宅支援サービスや、それに準ずる費用も対象となり、想定といたしましては、ソーシャルワーカーの相談費用などが対象と考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 詳細をありがとうございました。

それでは、実際に利用するときの申請方法の流れと、市民への周知方法についてもお聞かせください。

◎健康増進課長（川田 哲也） 制度の利用の流れについて説明いたします。まず、弘前市保健センター内、健康増進課窓口に備え付けてある利用申請書に医療機関の意見書を添えて提出していただきます。健康増進課では、提出書類を審査し、速やかに承認または非承認を決定いたします。承認されましたら、自らまたはケアマネジャー、ソーシャルワーカーなどの仲介により、福祉用具の貸与または購入を事業者に申し込み、在宅で利用していただきます。利用後、事業者には貸与・購

入した福祉用具の費用を支払った後、領収書や明細書を添付し、請求申請書を健康増進課に提出いただきます。健康増進課では、提出書類を審査し、助成金額を支給することとなります。

また、事業の周知につきましては、市広報誌、ホームページのほかに、この事業のキーポイントとなると思われる医療機関の地域連携室など、相談機関に対しても周知し、円滑な事業の運営を図りたいと思います。

◎4番（三浦 行委員） 私からは、2項目質疑します。

17ページ、10款5項3目自転車用ヘルメット購入費補助金についてです。来年度からの中学生へのヘルメット購入の助成が決定して大変良かったです。申請の方法と今後のスケジュールをお伺いします。

次に、12ページの3款1項1目行旅病人・死亡人扶助費追加です。行旅中の病人のほか、市内にお住まいの身寄りのない方への葬祭費とお聞きしましたが、概要についてと、どのくらい増えてきたのかお伺いします。

◎学務健康課長（相場 隆範） まずは、申請の方法についてでございます。当該助成金の申請書類の配付及び提出は、在籍する学校を通じて行うこととしております。

今後のスケジュールにつきましては、現在当該助成金に係る交付要綱の制定に向けて準備を進めており、年明け1月下旬に各学校を通じて申請書類を配付いたします。受付期間は、1月下旬から3月19日までを予定しております。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 続きまして、行旅病人・死亡人扶助費に関してお答えいたします。

事業の内容といたしましては、一つは、行旅病人及び行旅死亡人取扱法による行旅者の移送費等、及び、もう一つが墓地埋葬等に関する法律に

よる葬祭費用となっております。

当初予算200万円に対し、11月末現在で15件、246万9573円の支出となっております。支出の内訳としましては、15件のうち、行旅者の移送費等に係るものは1件で5,850円。墓地埋葬等に関する法律による葬祭費用に係るものが14件、246万3723円となっております。

増加の理由といたしましては、近年、単身世帯の増加や頼れる親族がいない方の増加に伴いまして、亡くなられた際に葬祭を執行する方がいないケースも増えております。葬祭執行人がいない場合に、市が遺体の埋葬・火葬を執り行うこととされている墓地埋葬等に関する法律の適用が増えてくるものであります。

今後、同様の状況は続くものと見込まれることから、令和6年度の所要額を517万6000円と見込みまして、317万6000円の追加補正を行うものであります。

今後の見通しに関しましては、想定し切れない部分も多いものですが、近年の増加傾向を鑑みまして、必要となった際には、速やかに事業を行うためにも、令和7年度以降も検討してまいりたいと考えております。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

それでは、自転車ヘルメットはどちらで買っても大丈夫ですか。

◎学務健康課長（相場 隆範） 現在、交付要綱制定に向けて準備を進めておりまして、その点につきましても、現在検討しているところでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 私から3点伺いたしたいと思います。

まず、12ページ、2款1項1目防犯カメラ整備事業費追加の全般的なところについて、まず伺いたしたいと思います。

今回、この委託料のところにもありますが、防犯活動の啓発を行うという委託料の部分もあります。具体的にどのようなことを行うのか伺いたします。

次に、15ページ、弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金について伺いたします。

ちょうど、昨年の第4回定例会において、大鰐線の脱線事故を受けて、緊急点検等を行って、昨年の第4回定例会においては、総事業費約7000万円で、弘前市の負担が約3600万円の補正予算、緊急の補修等、あと代替のバス輸送等も含めて、補正予算が可決されております。

その際の質疑の中でも、今後、維持活性化支援計画以外の予算はどうなっていくのかという質疑も多々あったように認識しております。

年明け、東北運輸局から7項目の改善指示が出ています。昨年の議論の際にも、脱線事故を受けて、その後、改善指示が出て、まだこれから補修等は間違いなく必要になるのではないかと。こういうことが分かれば、早く我々議会等も審議したいというもので、お知らせしてほしいというお願いもさせていただきました。しかしながら、今は第4回定例会で、個人的な感想で言えば、急にまた総額3400万円、弘前市の負担が2000万円という補正予算が出てきております。

弘前市として、この補正予算が必要なことを認識したのは果たしていつなのか、まずはそのことについて伺いたします。

続きまして、16ページ、市民会館損失補償金について伺いたします。具体的な補償金の内容について伺いたします。

◎市民協働課長（土岐 康之） 私から、防犯カメラに関してです。

防犯活動啓発用品作成等業務委託料にありますところですが、まず、防犯活動啓発という

ところですが、こちら、防犯カメラ設置に当たりまして、地域住民の防犯意識の醸成及び防犯カメラの存在を認知させて、犯罪を抑止しようとする取組を意味するものです。

今回、具体的には、防犯カメラ設置箇所に設置する作動中の表示板、あと通学路などに防犯カメラ設置エリアであることを周知する立て看板やのぼり、あと地域住民の見守り活動に使うアームバンドなどをカメラ設置地区で展開するための用品を作成しようとするものです。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 弘南鉄道の関係ですけれども、いつ知ったかということですが、こちら、今年2月22日に弘南鉄道で国に改善報告を提出した後に、実際の修繕方法、費用などを精査し、それらの対応も含めた令和12年度までの修繕計画が4月上旬に沿線市町村の担当課長級会議で示され、このときに、今回の改善内容の対応分も知ったというところでございます。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 私からは、市民会館損失補償金の概要について御説明いたします。

まず令和5年11月10日に、市民会館に2機ある冷温水発生機のうち1機が故障し、早急に対応するため、令和6年1月15日に市長決裁をし、2月22日から10月3日までの工期で冷温水機の修繕を始めました。その後、工事は順調に進み、約1か月早い9月2日に工事が完了し、引渡しを受けたところです。

市民会館の大ホールの予約につきましては、例年、前年度の11月から翌年度の事前予約を受け付けており、令和6年度も相当数の予約が確定済みという状況となっております。工事中は、稼働している1機の冷温水発生機のみでは、真夏の気温が高い時期に、冷房が十分に機能しないことが予想されたことから、冷房稼働時期の6月中旬から12月中旬までの期間に予約が確定済みとなってい

た団体に対し、事情を伝え、対応を聴取したところ、予約をキャンセルしたいと申し出た団体が9団体あり、逆にキャンセルして空いた日にちに予約したいという団体が1団体ありました。

施設利用料収入は指定管理者の収入となるものですが、キャンセルのため収入として見込まれていた利用料収入の減収が9団体分で365万3485円あり、新たに予約した団体の施設利用料収入の増加が1団体分26万660円あったことから、差引き339万2825円の減収が確定したものであります。

損失補償の根拠といたしましては、利用料収入の減収分についての対応は、協定書に取扱いが規定されております。今回、当該規定に従い、損失補償金を支払おうとするものです。

なお、今回キャンセルした9件の団体につきましては、8件が市内、1件が市外の別施設でイベントを開催しております。

◎16番（木村 隆洋委員） それでは再質疑させていただきます。

防犯カメラの整備管理事業費追加についてお伺いいたします。

今回、備品購入費として84万7000円が計上されております。これ、防犯カメラを10台購入するというお話であります。この防犯カメラ10台は、国産なのか、こういったメーカーのものを導入予定なのかをお伺いしたいと思います。

次に行きます。弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金についてお伺いいたします。

今、課長の御答弁の中で、東北運輸局に対する改善指示を受けた報告を2月22日に出して、4月上旬には、また今後の令和12年度までの計画ができてきたというお話でありました。

であるならば、4月上旬にある程度、恐らく弘南鉄道も必要性を認めて、市にも相談に行っている。ここでまた補正予算がかかるわけではないですか。昨年の緊急的な、脱線事故を受けたとき

に、約7000万円のうち、表現はあれですけども、弘南鉄道が自前で出した、自腹を切った分は約400万円です。それ以外を5市町村で全部負担しているような状況であります。

その際の議論でも申し上げたにもかかわらず、今、4月上旬にはこの補修が必要だということを実は認識していたにもかかわらず、今、第4回定例会に、12月の段階で補正で出てくるということは、私自身はいかにも遅すぎるというか、もう少し途中経過があっても、こういう可能性があるとかという説明も、我々、予算を審議する立場とすれば、やはり審議する材料がないと、逆に言えば判断もできないという状況にもなります。

この4月上旬に、ある程度、令和12年度までの改善を行政側としても、弘南鉄道も恐らく支援を頼んでくるだろうという部分も認識していたにもかかわらず、今回12月の第4回定例会になったということは、私は途中経過も含めて非常に遅いし、もう少し事前にできなかったのかという思いがあります。この辺の認識についてお伺いしたいと思います。

市民会館損失補償金についてお伺いしたいと思います。

今、具体的な内容はお伺いさせていただきました。市民会館の指定管理が始まって、今の業者に選定されて、年明け3月で2年が経過すると認識しております。前、予算審議の中でも、指定管理の状況はどうなのだろうと、モニタリング等も含めて、自主事業が前は若干足りないとか話もありましたが、この指定管理の管理状況は市として、現在順調であると認識しているのかお伺いいたします。

◎市民協働課長（土岐 康之） 御質疑がありました、10機設置する防犯カメラ機器についてであります。

こちら、私どもで想定している防犯カメラは、

千葉県の地元企業であるエル光源というところで作っておりますカメラでして、こちらは県内の工場で製造しておりますので国産になります。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 今回の補正予算に至った事業の認識というところだと思いますけれども、今回4月上旬に、この内容を知ったときに、担当課長級の会議の中では、現在の支援計画に反映させて支援することではないかというところで、担当課長級の会議では確認しておりました。

その中で、今回の改善措置の対応のほかに、今後、改善措置に対応できるような修繕計画になっているものなのか、また、弘南鉄道から、令和7年度以降、弘南線で大規模修繕が見込まれるということとか、その内容が、まだかなり説明不足というところとか、根拠が足りないというところもあって、その確度・精度を上げていただきたい。

また、収入も、やはりこれまでのコロナの関係もありますので、この会社の計画が本当にこのままでいいのかというところで収入の見直し、こちら併せて見直ししていただきたいというところもありまして、修繕計画も含めた中長期計画の見直し作業に相当数な時間を要してしまったというところで、9月末には、案というところで示されたところでありました。ちょっと、こういった作業に時間を要したところが一つの要因ではありました。

もう一つの要因としては、その後、大鰐線の休止の意向が示されたということで、本来当初予定していた内容を、4月に知っていた内容を、今年度中に対応するということであれば、現在の支援計画とは別に対応する必要があるのではないかと、先月11月27日の市町村長級の会議で、その内容を御説明させていただいて、合意いただいたところで、今回補正予算に至った経緯で

はございました。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 自主事業の状況及び指定管理者の評価ということについて説明いたします。

市で、指定管理者を選定する際に定めた自主事業の成果指標は、津軽圏域全体における文化芸術の拠点施設として、一流の文化に触れる機会の提供や、後継者育成につながる魅力的なイベントの実施などの要件を満たした上で、事業件数が年間7件、参加者数5,000人以上となるように、自主事業を行うことを求めているところであります。

令和5年度から指定管理期間が始まり、今年で2年目となりますが、令和5年度は、件数は19事業で参加者数が5,465人。今年度は年度の途中の実績となりますが、現時点で9事業を実施しているところです。

今年度の自主事業で主なものは、「松浦航大×よよちゃん歌まねジョイントコンサート」「吉田兄弟デビュー25周年47+1都道府県ツアー」「前川國男の世界～松隈洋ワークショップシリーズVol.2～」などがありました。なお、これから開催される予定といたしましては、「石川さゆりプレミアム歌謡ショー」などを予定しております。

評価といたしましては、令和5年度の評価になりますが、事業件数は、協定書、募集要項、基準書の内容を超える管理運営が行われたと判断されるものと評価し、総合的におおむね適正に実施していると判断できると評価いたしました。また、ほかの評価基準につきましても、結果については、総合的におおむね適正と判断しまして、その内容については、指定管理者にも通知しており、市のホームページでも公開しているところです。

◎16番（木村 隆洋委員） それでは2点、再々質疑させていただきます。

防犯カメラの整備管理事業です。今、課長から10台購入する防犯カメラについては、千葉県の

メーカーのものということで、一安心させていただきました。

これを何で聞かかという、ちょっと要望的な質疑にはなるのですが、今、アメリカやオーストラリアで、中国の防犯カメラ、監視カメラの導入を禁止している動きが広がっています。アメリカでは既に2022年11月15日に、中国の企業が製造または提供する通信機器、監視カメラについて、防犯カメラ等も含めて、輸入や販売に関する認証を禁止する行政命令を発令しております。オーストラリアでは昨年、中国製の監視カメラを国防施設から排除すると。日本の中でも一部、ハイクビジョンとかダーファとか、その辺のカメラを、もう日本から排除しなければいけないのではないかという議論が一部、国でも起こっております。

防犯カメラの重要性というものは、別に今言うまでもなく、これからますますニーズは高まっていくと思っております。ですので、逆に国の議論も始まりながらも、自治体で結構ここは入れているのだよという、ここはちょっと問題になっているのではないかという議論も今出てきておりますので、今後、防犯カメラのニーズが高まっていくときに、国の動きとか世の中の流れを、ぜひ担当課でも少し頭に入れておいてもらいたいと。

ちょっと答弁を求めるのも、きついかも分からないのですが、その辺の認識を最後に伺って、この質疑を終わりたいと思います。

弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金についてお伺いいたします。

今、課長から御答弁いただきました。令和7年度以降、今度、弘南線の大規模改修も見込まれるというお話でありました。あくまで、この安全輸送設備等整備に関しては、弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画で掲げられております。何回も言いますが、昨年の第4回定例会、今回の定例会に上がった補正も維持活性化支援計画外の支

援になっております。

令和12年度までの計画が出たという部分も含めて、来年度以降、この弘南鉄道の安全輸送設備等の整備に関して、維持活性化支援計画以外の支援、予算が必要になる可能性はあるのか、最後お伺いいたします。

◎市民協働課長（土岐 康之） それでは、今御指摘があった防犯カメラの機器に関してです。

今後の認識ということで、市では防犯カメラに関しまして、設置及び運用に関する要綱を定めておりまして、カメラ画像データ等の外部流出など、情報セキュリティ面に必要な措置を講じることを、その中では規定しております。

これまでも本要綱に基づきまして、設置及び運用をしてきておりまして、今後も本要綱に基づいていくとともに、防犯カメラに関する国や社会情勢の動向等を確認しながら対応していきたいと考えております。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 来年度、支援計画以外の予算の可能性についてですけれども、これまで担当課長級の会議でも再三、あとこれ以上はないよねという確認の作業は都度してきましたし、私自身も要請はしてまいりました。

会社からは、今後見込まれるものは、計画期間内のものであれば前倒しでやっていきたいということで、修繕計画は少し見直しになっております。

ただ、会社としては、リスクとして落雷などの異常気象、そういったところのリスクは、やはり会社でも取れないというところもありますので、そこについては、なった場合、協議させて頂きたいというところはお話を頂いているところでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、3項目質疑させていただきます。

一つは、14ページの4款1項3目の水道事業会

計負担金追加についてです。

消火栓設置箇所等の増加に伴う負担金の増と伺っているのですが、その増の概要について答弁をお願いします。

二つ目は、15ページの8款4項4目の路線バス維持特別対策事業費補助金についてです。

今回、路線バス運行補助金の上限を超える運行欠損金の一部を交付するということですが、その経緯について答弁をお願いします。あとは、運行欠損金の内訳、複数市町村にまたがる路線と市内路線があるかと思うのですが、それぞれの運行欠損金の内訳、あと当初予算と今回の補正予算でのそれぞれの市と事業者の負担額について。あと三つ目は、上限を超える運行欠損金の一部を交付するという点について、これまではどうだったのかということで答弁をお願いします。

三つ目は、15ページの8款4項4目の弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金についてです。

私からは、2月22日に弘南鉄道が国土交通省に対して改善報告を行って、そこで是正措置がら書かれていたのですが、それがどのように実行されて、また実行しようとしているのか、これによって、どう安全が確保されるのかという側面から質疑させていただきます。

それで、国の改善指示に対応した事業に対して、この補正予算、具体的にどのような指示に対して、どのような対策を取って対応しようとしているのかということです。もう一つは、既に対応してきた対策もあるかと思うのですが、その対策も含めて、今後の対策のスケジュールについて答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 私から消火栓の設置についてお答えいたします。

主に今回、補正予算で増加するものに関してですけれども、水道施設整備事業等の事業実施箇所

の見直し及び消火栓取替えに係る事業費が当初の見込みを上回ったことによる増額であります。消火栓が3基増加となり、504万3000円を追加するものであります。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、路線バス運行費補助金について御説明いたします。

まず、補助することになった経緯ですが、市内を運行する路線バスのうち国庫補助対象路線を除くものは、これまで市では1億7200万円を上限に補助している路線バス運行費補助金がございます。このほか、弘南バス株式会社においては、高速バス、貸切りバスの収益によって維持されているものでございます。

しかし、高速バスでは、令和2年以降の新型コロナウイルスの影響で、収益がコロナ前の水準まで回復していないという状況、また貸切りバスにおいても人手不足のために、なかなか需要に対応できていない状況も発生しているなど、事業者による維持がやはり困難になってきているという状況でありました。

路線バスについても、コロナ前の水準までの回復には至っていないというところもあり、さらには、原油価格・物価高騰、人件費高騰などで厳しい経営環境にございまして、運行の維持が困難な状況であるということから、今回補正予算として提案した経緯でございます。

続いて、運行欠損の内訳でございますけれども、運行欠損の内訳は、国庫補助路線を除く令和6年度の運行欠損の見込み、約3億1600万円でございます。このうち、市内だけで完結する路線は、3億1600万円のうち約2億4900万円。そのほか、複数市町村にまたがる路線は、弘前市に関わるものでは6700万円となっております。合わせて3億1600万円でございます。

先ほどの事業者の内訳ということでございますけれども、こちら3億1600万円のうち、当初予算

としては1億7200万円、今回の補正で1億2800万円、残り1600万円となっておりますが、こちら残り1600万円の分については、事業者においても、車両購入に係る減価償却は、国や県の補助が見込まれるというところもありますので、こちらのほうをあてがっていただくというところで、事業者の負担は実質ないものでございます。

また、これまでの路線バス運行費補助の状況でございますけれども、直近でいきますと、令和5年度では9500万円、令和4年度では約1億1000万円の補助となっております。

続きまして、弘南鉄道の補助金のところでございますけれども、今回の国の改善指示、それから今回の事業内容、恐らく関係性のことかというところで答弁いたします。

まず、改善指示、先ほど7項目というところがございますけれども、具体的には、レール摩耗検査の適否の判定が適切ではない。また、レールの遊間、レールとレールの隙間のことですが、こちらが検査結果に基づく必要な措置・整備がなされていない。また、列車の揺れを検査する動揺検査、それから線路の巡視が冬期間行われていない。また、建築限界を支障したプラットホームについて必要な整備をされていないなど、具体的な項目がございます。

この中で、自社で行えるものについては、例えば教育部分とかそういったところは、検査部分とかというところは自社で行いまして、どうしても外注部分で発生するものを今回の補助金として提案させていただいております。

具体的には、ポイントレールの交換工事、それから軌道の通り補正、こちらはレールの前後のずれとか、左右のずれを、ゆがみを直す補正でございます。それと軌道の変位検測、こちらは全線——弘南線・大鰐線全線を検測しているものでございます。また、ホーム改修というところで、自

社では実施できない部分が外注になっているところがございます。

また、事業のスケジュールですけれども、事業については、軌道の通り補正とかは3月27日から既に開始しておりまして、そのほか、軌道の変位検測、また石川駅ホームの改修は既に終了しております、残りはポイントレールの交換工事になっておりますが、一部11月から着手しております、現在は、降雪のため中断しているところでございます。雪解け後、速やかにまた着手し、3月末までには終了する予定と、会社からは伺っております。

◎17番（千葉 浩規委員） では、再質疑させていただきます。

まずは、水道事業会計負担金追加についてです。

総務省の一般会計からの繰出基準に沿って消火栓ごとに負担するということになると思うのですが、その場合に何らかの基準等があるのかどうか、また交付税措置とかがあるのか答弁をお願いします。

続いて、路線バス維持特別対策事業費補助金についてです。

答弁では、高速バスの収益がコロナ前の水準に回復していないということだったのですが、その収益の現状について。もう一つは、貸切りバスについて需要に対応できないということですが、その現状について具体的に状況をお伺いしたいと思います。

続きまして、弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金についてです。

弘南鉄道の改善報告では、例えばプラットフォームの保守管理の是正措置について、施設管理者と協議、実効性のある補修体制、外部機関の見地を取り入れて、それで令和6年度に補修を実施すると書いておりました。そこで、今回の補正の提案

となっているのですが、弘南鉄道が今回こうした対策を取る上での経緯について答弁をお願いします。

あともう一つ、同じくプラットフォームの保守管理の是正措置の項目の中に、現場管理者は現場係員に対して軌道施設実施基準についての訓練を年に数回行うとしておりましたが、その教育訓練の実施状況について答弁をお願いします。

もう一つは、軌道の維持管理体制についての是正措置について。測定機器の取扱いについても、教育訓練を年1回以上行うとあります。また、軌道変位計測一式を大鰐線・弘南線に導入する対策となっていますが、その計測の体制について答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 私から消火栓の繰出基準及び交付税措置についてお答えいたします。

水道法第24条の規定により、水道事業者には消火栓の設置義務があり、市町村は水道事業者に対し、消火栓の設置及び管理に要する経費等を補償しなければならないとされております。そのことから、地方公営企業法第17条の2及び同法施行令第8条の5に基づき、一般会計等が負担する経費として、消防関係の経費である消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額が、一般会計からの繰出基準とされております。また、一般会計が当該繰り出しを行った際には、普通交付税の算定において、消防費に公営企業水道会計繰出金として算入することとされているものであります。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、路線バスの補助金で御質疑いただいた高速バスから貸切りバスの現状というところがございます。

高速バスについては、令和5年度の収益ですけれども、コロナ前の令和元年度と比べますと、令

和元年度に対して約66%の収益となっている状況でございます。

また、人手不足による貸切りバスにつきましては、配車の依頼を他社へ割り振っているということを伺っております。その割り振った件数ですけれども、令和6年4月から11月までの間で約352台、他社へ割り振っております、売上げベースで換算しますと約4600万円ほど、他社へ割り振っているというところでございます。

続きまして、弘南鉄道の補助金に関しまして、その事業に至った経緯かと認識しておりますけれども、こちらは先ほどの木村委員への答弁と重複しますが、2月22日に国へ改善報告を提出して、その後、費用を精査し、4月に担当課長級で把握したものでございます。その後、支援計画に反映させていくということで、担当課長級では確認してはいたのですけれども、その後の改善指示に対応する今後の修繕計画や、弘南線の大規模修繕の精査など、修繕計画にさらなる見直しといえますか、そういった正確度を上げていく必要があるというところで、中長期計画も含めて見直しに時間を要してきたところでございました。

さらには、先月、大鰐線の休止の意向も示されたところもありまして、中長期計画にまだちょっと反映できるような状況ではなかったというところですので、現在の支援計画とは別に補正予算で対応するというのを、11月27日の市町村長の会議で申し合わせたところでございます。

また、教育訓練についてですけれども、こちら、J R 東日本秋田支社との技術支援に関する連携協定というものを本年3月、弘南鉄道と秋田支社で協定締結しております。これに基づきまして、今年度からは、例えばですけれども、検測データの確認や修繕計画の策定に関する勉強会、また軌道変位に関する勉強会、それから枕木、道床、路盤、そういった検査に関する勉強会など

を、これまでJ R 東日本とは、計7回研修会を行っているところではございます。このほか、会社でも単独で3回ほど訓練はしているというところは伺っております。

あと、検測の体制ですけれども、こちら、軌道変位の検測につきましては、トラックマスターと言われているデータを取るための機械が必要でありまして、こちら、会社でも持ち合わせていないというところもありますので、外部の専門機関に委託しているというところでございます。しかし、データを解析する中で取得したデータについては、J R 東日本秋田支社にもデータを共有して、解析を協力依頼しているというところで、J R からの御支援も少々頂いているというところでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） それでは、水道事業会計負担金追加についてです。

繰越明許費の補正が取られておりますけれども、それはなぜなのかということで答弁をお願いします。

続いて、路線バス維持特別対策事業費補助金についてです。

新聞報道では、路線バスの運転手を貸切りバスや高速バスから補充しているということでした。事業者にとってみれば、貸切りバスとか高速バスの運行を増やして、会社自体の収益を増やして、路線バスを維持するというのがベストではないのかと思うのです。そこで、路線バス、貸切りバス、高速バスを順調に運行していた当時と比べてみた場合に、現在運転手がいかほど不足しているのか、答弁をお願いします。

もう一つは、運賃の値上げが12月から実施されたということですが、弘南バスの経営状況に対して、どのような影響があるのかということで答弁をお願いします。

最後に、弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策

事業費補助金についてです。

軌道変位検測とか、建築限界測定とか、本当にこれを検査するということが大変重要であり、かつその検査機器も結構高価ということで、ＪＲからの支援も受けているということだったのですが、そのほか、この事業に対しての支援があると思うのですが、そのほか外部機関、あとは国からの支援というものはどういう支援があるのか、答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 繰越しされたのはなぜかということですが、今回行う水道管の工事に関しましては、県の事業実施のスケジュールに合わせて、繰越明許費の補正を行うものであります。

当該水道管につきましては、県が実施する事業と併せて施工することにより、効率的な事業実施及び事業費の抑制を図るものであります。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、路線バスですが、従業員といいますか、運転手ですが、こちらの必要な人数というのは、ちょっとなかなか試算できてはいないのですが、これまでの過去10年間の運転手の減少傾向でいきますと、平成27年3月末時点では444名おりました。その後、平成31年3月では376名、直近の令和6年3月では287名と、過去10年間で157名、率にして35%減少しているというところを見ると、その分不足しているというところは認識しております。

また、運賃改定に伴う弘南バスの経営状況ですが、弘南バスに確認したところ、令和6年度の収入で前年比約106.5%ですので、6.5%収入が増加するものと見込んでいるというところで伺っております。

続きまして、弘南鉄道ですが、外部の支援はほかはないのかということですが、ＪＲ東日本秋田支社では先ほどの答弁と重複しま

すけれども、ＪＲ主催の講習会、それから研修会に会社で職員を派遣しているというところの支援を頂いているかなというところでございます。また、国からの支援というところでは、今回、市町村が負担する補助金に対しまして、3割ではあるのですが、特別交付税の対象になるものと認識しております。

◎18番（野村 太郎委員） 私からも、15ページ、8款4項4目交通政策費の負担金、補助及び交付金で、路線バス、あと弘南鉄道について質疑させていただきます。

内容に関しては、これまで木村委員、千葉委員からの質疑等でかなり分かったところでありす。

私からは、財源の内訳について少し質疑させていただきたいと思います。先ほど歳出の説明で、1億4800万円ほどと、その他いわゆる基金の切り崩しでの充当ということであろうと思いますけれども。先ほど来の質疑を聞いていても、今回一回きりで終わりそうだという内容もあれば、事業としては、今後もしかしたら、同じような支出が出てくるのではないのかというものもあったように考えられるのですが、今回、財源を一般財源ではなくて、こっちの基金の充当にしたというところの内容、その訳について、その背景の説明をお願いいたします。

◎財政課長（種市 穂） 今、野村委員からありました、路線バスにまちづくり振興基金を取り崩した理由ですが、まちづくり振興基金の目的は、地域住民の連携強化及び地域振興のための事業の財源に充てるためということで、当市の地域公共交通の計画の中でも、地域公共交通は安全安心で暮らしやすく、魅力あふれる地域をつくり上げるために必要なサービスということで、そういう位置づけもしておりますので、今回、まちづくり振興基金を充当しております。

あと、今回、まちづくり振興基金を充てるに当たっては、先般の一般質問でも財務部長から答弁しましたように、この後審議される一般会計補正予算(第7号)で、人件費でも財政調整基金を9.5億円取り崩すとかがありましたので、そういった今後の財調の残高の確保のために、今回、特定目的基金を取り崩させていただきました。

◎18番(野村 太郎委員) 本日に、歳出については、財源については、いろいろな年度年度の状況等々で、いろいろな考え方、あるいは状況というものがあると思うのですけれども、1点これ、すみません、仮定の質疑で大変恐縮なのでございますけれども、今回の路線バスにしても、弘南鉄道の安全輸送対策にしても、今後同じように、今回のような同様の支出が必要となった場合に対しても、先ほどそういった理由で基金の切り崩しを行うということだったのですけれども、やはり同じように同様の基金の切り崩しを行うのか、そうではなくて、できれば一般財源からの充当を目指して、それでも駄目だったという形に持っていくのか。財務当局としてのお金のつくり方の考え方、財源のつくり方への考え方というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのか、お願いします。

◎財政課長(種市 穂) まず、事業費があります。そして、国とか県とかの特定の補助金があれば、その充当です。それ以外と言えば、どうしても財源としては一般財源になります。その中で一般財源を生み出すためには、普通は財政調整基金であります。ただ、財政調整基金の残高もありますし、そういうことで今回のように特定目的基金を取り崩して充てるということがありますし、今、国会で審議されていますように、例えば国の補正で、今、国の補正予算でいけば、交付税の追加交付とか、そういったことで、交付税で一般財源の財源が入ってくる場合もあります。そういっ

たことで総合的に考えて、財政運営で有利なというか、支障のない形で判断しております。

◎18番(野村 太郎委員) 最後に意見として指摘させていただきたいと思います。

今回の支出に関しては、財務当局も大変、こういった緊急の支出ということで、苦勞をなさったと思っております。と言いながらも、やはりまちづくり振興基金という、この字面等とあるいは目的を聞くと、やはり少し、一般市民からの受け止め方としては、基金の目的等々も考えると、結構厳しいものがあるのではないのかという受け止められ方はすると思います。

そういう点で、今後、一般財源等々、あるいはその他の財源がたくさん出てくることを祈りつつではあるのですけれども、やはりこの地域公共交通、バスにしても、弘南鉄道にしても、今後ともこういった支出というのは、多分出てくるように私は考えております。

そういった点で、そういった点に充てるための特定目的基金といったものは今後つくっていてもいいのではないのか。そのほうが、やはり我々としても支出の受け止め方として、大変受け止めやすいのではないのかなと。決して今回の支出が駄目だと言っているわけではありませんけれども、やはり市民の受け止め方、我々の受け止め方としてのお金の出し方というのは、今後改善する必要があるのではないかなと、意見を付して終わります。

◎7番(竹内 博之委員) 15ページの8款4項4目の弘南鉄道について、私からは、主に企業のガバナンスについてお聞きします。

今の答弁の中で、2月22日に改善報告を出したということでございました。私も今回、一般質問で取り上げるに当たって、担当課の皆さんといろいろお話をする中で、今回の安全輸送設備の工事の完了が、そもそも11月中に完了する見込みであった旨の話を私は聞いていたと思っていて、ま

ず、そこについて、事実関係も含めて確認したいということからお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 改善措置に対応する報告を上げたときは、11月末までに完了しますというところは確認しております。

その後、直近ですけれども、私で確認したところ3月末までに完了しますという変更の報告を、運輸局に報告を上げたというところは確認しております。

◎7番（竹内 博之委員） これはちょっと一般質問と重複するのですけれども、なぜ当初の予定どおりの進捗管理ができないのかということは、やはり厳しく見なくてはいけないなということと、やはりこれまでの弘南鉄道に関する議論の中で、期限が守られなかった、延長したということが、どうしても常態化している状態ではないかと私は捉えております。

やはり、私たちも予算の承認を求められているわけですから、そういう時間を守る、期限を守るということに関して、やはりもっと突き詰めていく必要があるのかなと。その上で、企業のガバナンスというものが、不十分がゆえに、こういう常態化しているのではないかと私は思うのですけれども、企業のガバナンスについての市の認識、これは、やはり最終的に私たちに予算の承認が求められているわけですから、仕方ないと言って承認できないわけです。今そういった期限を守られないということが常態化していないかという指摘に対して、やはり何らかの改善策、具体的なものを示してもらわなければ、やはり私たちも承認に至る根拠となり得ませんので、その点についてお伺いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 今回、このような事態になって、さらに3月まで延長できたというところでは、事実の確認はできていないのですけれども、これは私が感じるところですけれども、

も、恐らく人手不足が大きな要因ではないのかと思っております。それによって、通常の作業に加えての改善措置の対応というところがございますので、かなりそういったスケジュール感に少し甘さがあるのではないかと私自身は思っております。

一方で、経営陣とお話する際には、そういったスケジュール感とか、そういったものは適正にやってもらうように、担当者レベルでもお話ししていますし、担当課長級の会議でも適正に期限を守っていただくようなところは、厳しく追及はしているところがございますので、今後も引き続き、このようなことがないように、そういったスケジュール管理というところを、しっかりとこちらにも注視していきたいと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） 最後、3回目。

具体的なところでいけば、タスク管理表みたいなもので、いつまでに何をどのようにと、これは当たり前どこでもやっていて、人手不足とおっしゃいましたけれども、やはりビジネス現場はそれを踏まえて動いているもので、それに対応してこそだと私は思うので、やはりその部分は厳しくというお話がありましたけれども、ぜひお願いしたいと。

最後、三つ目です。今回の補正、木村委員からも御指摘がありましたけれども、活性化計画に基づいたものではないですと。今後も、その計画に基づかない財政支援の可能性があるのかどうか、そこだけ最後お伺いして終わります。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 計画以外の可能性ですけれども、現時点では、私のところでは計画を前倒しして修繕していくというところを確認しておりますので、今後、計画以外のことはないのかと認識しております。

ただ、一方、リスクとしては、先ほどの答弁と重複しますけれども、落雷など異常気象といった

ところのリスクは、会社でも自助努力では賄い切れないところもありますので、これに関しては協議させていただきたいというところで、お話は頂いているところでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 30 分 休憩〕

〔午後 1 時 00 分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第90号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第90号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に5236万

6000円を追加し、補正後の額を197億5459万3000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

7款1項5目償還金の5236万6000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

6款繰入金の1621万9000円の追加は、歳出の償還金の財源として、財政調整基金繰入金を計上するものであります。

7款諸収入の3614万7000円の追加は、子供医療費分等返還金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第91号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長(佐伯 尚幸) 議案第91号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に135万1000円を追加し、補正後の額を26億5166万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

4款1項1目保険料還付金の135万1000円の追加は、市が令和5年度以前に収納した保険料のうち、減額変更により必要額以上に納付されている分について、納付義務者または相続人へ還付する保険料還付金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

4款諸収入の135万1000円の追加は、市が支出した保険料還付金に対応する青森県後期高齢者医療広域連合からの補填分を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、議案第92号令和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長(秋元 哲) 議案第92号令和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に2052万3000円を追加し、補正後の額を219億7182万8000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介8ページを御覧願います。

2款1項保険給付費の1811万2000円の追加は、地域密着型介護予防サービス給付費等を追加計上するものであります。

3款1項地域支援事業費の211万1000円の追加は、成年後見制度利用支援事業助成金を追加計上するものであります。

介9ページを御覧願います。

6款1項償還金及び還付加算金の30万円の追加は、第1号被保険者保険料還付金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の459万6000円の追加は、第1号被保険者保険料を追加計上するものであります。

3款1項国庫負担金の362万3000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費負担金を追加計上するものであります。

2 項国庫補助金の207万2000円の追加は、歳出の保険給付費等に係る普通調整交付金等を追加計上するものであります。

4 款支払基金交付金の489万円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費交付金を追加計上するものであります。

介 7 ページを御覧願います。

5 款 1 項県負担金の226万4000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費負担金を追加計上するものであります。

2 項県補助金の40万7000円の追加は、歳出の地域支援事業費に係る包括的支援事業・任意事業交付金を追加計上するものであります。

7 款繰入金の267万1000円の追加は、歳出の保険給付費等に係る一般会計からの繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第93号令和6年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第93号令和6年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的收入及び支出、資本的收入及び支出の予定額を改め、あわせて早期発注する予定の工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

水 1 ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業について、事業費を改めようとするものであります。

第3条、収益的收入及び支出のうち、収入では消費税及び地方消費税還付金567万円を減額し、収入の合計を44億3147万2000円に改め、支出では減損損失など5704万6000円を追加し、支出の合計を38億2850万8000円に改めようとするものであります。

水 2 ページをお開き願います。

第4条、資本的收入及び支出のうち、収入では国庫補助金など4968万5000円を減額し、収入の合計を50億6772万4000円に改め、支出では工事請負費など1億1205万7000円を減額し、支出の合計を80億6155万円に改め、これによる資本的收入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

水 3 ページをお開き願います。

第5条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を加えようとするものであります。

そのほか、水 4 ページから水15ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第94号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第94号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額及び企業債の限度額を改め、あわせて早期発注する予定の工事について債務負担行為の設定をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、支出では動力費など257万3000円を追加し、支出の合計を52億7454万4000円に改めようとするものであります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では企業債8億1270万円を追加し、収入の合計を27億2345万4000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

下2ページをお開き願います。

第4条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を加えようとするものであります。

第5条は、企業債の限度額を改めようとするものであります。

そのほか、下3ページから下14ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第106号

令和6年度弘前市一般会計補正予算(第7号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長(奈良 道明) 議案第106号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に9億4542万2000円を追加し、補正後の額を916億1260万円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げます。

本補正予算は、給与改定等に伴う給料、職員手当等の人件費に係る補正でありまして、各款にわたり計上しておりますことから、全体をまとめた形で御説明申し上げます。

給料は、1億4555万5000円を追加するものであります。

職員手当等につきましては、時間外勤務手当や退職手当などの追加と扶養手当などの減額を合わせて5億6869万2000円を追加するものであります。

共済費は、8501万4000円を追加するものであります。

また、特別会計、企業会計等の人件費の整理により、特別会計への繰入金、企業会計への補助金等を調整し、合わせて8229万8000円を追加するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で9億4542万2000円を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、5ページを御覧ください。

歳出予算に対応する特定財源として、22款諸収入を計上するほか、20款財政調整基金繰入金の追加9億4305万2000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎7番(竹内 博之委員) 7ページの20款1項1目の繰入金のところでお伺いいたします。

今回、9億4000万円ほど財調の取り崩しがあって、財調の今の現在高が幾らになるのかということと、これは一般質問とちょっと重複するので、約10億円前後という答弁があったと思いますが、今これから冬の除排雪の経費であったりとか、緊急的な支出ということも今後想定していかなくてはいけないと思うのですけれども、財政余力についての考え方についてもお伺いしたいと思います。

◎財政課長(種市 穂) 今の第7号の人件費補正後で予算ベースでいきますと、財調の残高が約9.5億円ほどになります。

今後の見通しということでは、まず、今日も雪が降っていて大雪の可能性もありますけれども、財政調整基金の取り崩しであったりとか、あと特別交付税のところが実際、当初予算計上しているときに厳しめに見ております。今後、特別交付税は12月、3月に交付されるので、まだ確定はしていないのですけれども、そこら辺で若干の留保もあるかと考えております。あと、今の国会で審議されている国の補正予算でいきますと、成立したら交付税の追加交付も見込まれております。昨年、同様に国の補正があって、交付税が大体3.7億円追加交付されています。今年の予算規模といくと、昨年に比べれば国の予算規模が大きいことから、昨年の3.7億円よりは多く追加交付が来ると見込んでおります。

◎7番(竹内 博之委員) 非常に厳しい財政状況なのかということが予想されますし、これは私も過去のデータを拾っていないので分からないのですけれども、この期中における財調の残高が、

今、予算ベースで9.5億円ぐらいということで、非常に薄いというか、本当にぎりぎりの状況でやられているのかなと思います。かつ、来年度以降も人件費の部分というものは、当然下がるということがあまり考えにくいかなと思いますので、政策的な経費が縮小されて、市政の推進が滞らないように、非常に難しいかじ取りだと思いますが、何とか財政の部分、頑張っていたきたいと思います。

◎16番（木村 隆洋委員） 7ページ、歳入の部分、20款1項1目財政調整基金繰入金の追加についてお伺いいたします。

今、竹内委員からも質疑があったのですが、総務常任委員会に昨日かかった議案第112号から第114号までのところが主な繰入れのメインの部分なのかと思っております、一部、特別会計への繰入れもありますけれども。ということは、職員の皆さんの給与等、手当が上がるということで、今回、財調を9.4億円余り繰入れしている。当然、来年度もこれが、皆さんの給与、特別職、我々も含めてですが、劇的に下がることは考えられない。となると、来年度の予算編成を行う上で、必ずこの9.4億円分、10億円近くの部分のしわ寄せが各施策に及ぶかと考えておりますが、これを財政の部分でどのように認識しているのかをお伺いいたします。

◎財政課長（種市 穂） 今回の人件費の増加とかがこれから続くのではないかなということですが、まず、我々の所得とかが増えると、それは消費に回って、市の税収に将来的に跳ね返ってくるかと考えております。その点では、当市においては若干のタイムラグがあるかなと思っておりますけれども、将来的にそういうふうに税収で跳ね返ってくると考えております。

あと、今回、税のほかにメインの地方交付税の部分も、実際、国で交付税の予算を決めるときに

は、地方財政計画ということで、地方の収支見通しが、歳入と歳出があって、歳入のほうが少ないので補填するために地方交付税ということで、それで初めて国で地方交付税の予算が決まります。そのときの地方財政計画を見通すときに、5年から6年の地方財政計画を立てるときも、それなりの人件費の増の見込みを立てております。あと、今、国で審議されている補正予算におきましても、その追加交付の部分で、人件費のところ、地方交付税の費目がいろいろあるのですけれども、そこに給与枠ということで、あえて打ち出して、しっかり国でも地方交付税を追加しますとなっております。

そういったところでは、国でも地方交付税のところ、しっかりそこら辺の人件費の財源保障はしていただいているものと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今の御答弁の中では、先ほど、雪等の部分は特別交付税のほうで、今年度はかなりいい方向にあるのではないかなというお話もありました。厳密に言えば、この給与分が交付税措置されるということは明記されていないのしょうけれども、まず見通しとしては、交付税措置が多少なりともされるというような御答弁でもあります。そこは一安心するところでもあります。

当市の財政状況の非常に難しい部分というのが、やはり投資的経費が少ない。コロナ禍においては、様々な国の補助金等もあって、当市の経常収支比率は95%を切って、非常にいい傾向は多少見られましたけれども、これは全国的なトレンドであって、あくまで弘前市だけがよくなったというわけではないと思っております。なかなか経常収支比率、過去、コロナ前は95%を超えて3年続いたこともあったと認識しております。

今回、財調を9.4億円繰入れをすることによって、これはあくまで見通しとしてお伺いするので

すが、来年の決算が終わらないと正確な数字とかそういうものは出てこない、不用額が幾ら出るとかいろいろありますので、そこは正確な数字とかではないのですが、この財調の繰入れをすることによって、今年度の経常収支比率はどうなる見通しであると、財政部局のほうで認識しているのかお伺いいたします。

◎**財政課長（種市 穂）** 今後の経常収支の見通しですけれども、経常収支というのは、経常的に入ってくる一般財源と、経常的に支払いすべき分子で決めるのですけれども、なかなか分母の、経常的収入の一般財源が増える見込みはなかなか厳しい。あとは本当に、地方交付税の伸びがどのくらいになるのかということになるのですけれども、そういう中で極端に経常収支比率が改善することは厳しいのかなと考えております。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 最後ですので、大変厳しい財政状況であるということは認識しておりますが、多少先ほどの繰返しになりますが、この給与分が地方交付税で、ある程度、国でも交付税措置するということでもありますので、いろいろな施策に、来年度予算がどこまで終わっているか分かりませんが、例えば過度なシーリングをかけないよというか、ある程度必要なものに関しては出さざるを得ないとか、やはりその辺の判断を財政当局できちんとしていただきたいと。どうしても必要なものもあると思います。これはもう少し削れるというものもあると思います。ただ、全体を過度にシーリングをかけると、先ほど課長から、この給与分が市税に跳ね返ってくるのではないかというお話もありました。政策的な部分もいろいろな形でということもあると思っています。ぜひ、そこら辺を、弾力性を持たせて考えていただければと思います。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 次に、議案第107号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**健康こども部長（佐伯 尚幸）** 議案第107号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に590万5000円を追加し、補正後の額を197億6049万8000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の303万円の追加は、職員の新陳代謝、給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

4款1項1目特定健康診査等事業費の154万1000円の追加は、職員の新陳代謝、給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

4 款 2 項 1 目保健指導費の133万4000円の追加は、職員の新陳代謝、給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国 6 ページにお戻り願います。

6 款繰入金の590万5000円の追加は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第108号令和 6 年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第108号令和 6 年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について御説明申し上げます。

後 1 ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から109万円を減額し、補正後の額を26億5057万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後 7 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の109万円の減額は、職員の新陳代謝、給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後 6 ページにお戻り願います。

3 款繰入金の109万円の減額は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第109号令和 6 年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第109号令和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1093万5000円を追加し、補正後の額を219億8276万3000円にしようとするものであります。

歳出予算について御説明申し上げます。

本補正予算は、給与改定等に伴う給料、職員手当等の人件費に係る補正でありまして、各款にわたり計上していることから、全体をまとめた形で御説明いたします。

給料に係る補正につきましては、職員の新陳代謝、給与改定等により32万3000円を減額するものであります。

職員手当等につきましては、時間外勤務手当などの追加と扶養手当などの減額を合わせて、534万4000円を追加計上するものであります。

共済費は、184万6000円を追加計上するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で1093万5000円を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する歳入予算として、1款保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、介7ページの5款県支出金、7款繰入金をそれぞれ追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第110号令和6年度弘前市水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第110号令和6年度弘前市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正するほか、早期発注する予定の業務委託について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では一般会計補助金など150万5000円を追加し、収入の合計を44億3297万7000円に改め、支出では給料、手当等の人件費など3852万3000円を追加し、支出の合計を38億6703万1000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では給料、手当等の人件費1654万3000円を追加し、支出の合計を80億7809万3000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、早期発注する予定の業務委託について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を加えようとするものであります。

水3ページをお開き願います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第7条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、水4ページから水20ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第111号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第111号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正するほか、早期発注する予定の工事について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では一般会計補助金など218万円を追加し、収入の合計を52億7830万5000円に改め、支出では給料、手当等の人件費など5335万6000円を追加し、支出の合計を53億2790万円に改めようとするものであります。

下2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では給料、手当等の人件費961万7000円を追加し、支出の合計を42億2129万7000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を加えようとするものであります。

下3ページをお開き願います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第7条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであ

ります。

そのほか、下4ページから下23ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上になります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 1時40分 散会〕

委 員 長 佐 藤 哲